

# 平成28年度地方税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃止 ・ 縮減 ）

No	2	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
見直し項目名	特定地方交通線又は地方鉄道新線に係る特例措置の適用を受けていた被災資産の代替資産に係る課税標準の特例措置の廃止		
見直し内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特例措置の対象 平成23年度分の固定資産税について、特定地方交通線又は地方鉄道新線に係る特例措置の適用を受けていた被災資産の代替資産として取得された家屋若しくは償却資産</li> <li>・ 特例措置の内容 固定資産税：課税標準 1/4</li> <li>・ 見直しの内容 平成28年3月31日までに取得したものについては経過措置を設けたうえ、廃止する。</li> </ul>		
関係条文	地方税法附則第56条の2第4項		
増収見込額	[平年度] ー ( ▲4 ) [改正増減収額] ー	(単位：百万円)	
廃止又は縮減の理由	特定地方交通線又は地方鉄道新線に係る特例措置の適用を受けていた資産について、東日本大震災により当該資産が被災したため、代替資産を取得した場合においても、従前と同じく固定資産税の負担を軽減することにより、鉄道事業者の経営安定化を図ることを政策目的としていたところ、平成24年度以降の取得見込みはなく、その役目を終えたと考えられるため、平成28年3月31日までに取得したものについては経過措置を設けたうえ、廃止する。		
		ページ	2-1